

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用維持の支援を図るため、雇用調整助成金の特例措置の期間を延長するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応として、両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金）の特例措置の期間を延長することを内容とする雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号。以下「雇保則」という。）の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 雇用調整助成金（※）

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の期間を令和 3 年 2 月 28 日まで延長する。
- ② 対象期間について、事業主が指定した日が令和 2 年 1 月 24 日から令和 2 年 6 月 30 日までの間にある場合は、当該事業主が指定した日から令和 3 年 6 月 30 日までとする。

(2) 両立支援等助成金（雇保則第 116 条）

- ① 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金（雇保則附則第 17 条の 2 の 4）
特例措置の期間を令和 3 年 3 月 31 日まで延長する。

【現在の特例措置】

- 令和 2 年 2 月 27 日から同年 12 月 31 日までの間において、新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校に通う子どもの保護者である労働者の休暇取得に伴う所得の減少に対応するため、有給の休暇（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対し、助成金を支給するもの。

- ② 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金（雇保則附則第 17 条の 2 の 5）

特例措置の制度整備、周知及び休暇付与の期間を、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の期限延長と合わせ、令和 3 年 3 月 31 日まで延長する。

【現在の特例措置】

- 令和 2 年 5 月 7 日から同年 12 月 31 日までの間に新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性に対して、休暇を与えるための制度を整備する措置並びに当該制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を労働者に周知させるための措置を講じている事業主であって、対象被保険者に対して同年 5 月 7 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間に当該休暇を合計して 5 日以上取得させたものに対し、助成金を支給するもの。

3. 根拠法令

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条第 1 項第 1 号及び第 6 号並びに第 2 項

4. 施行期日等

公布日：令和 2 年 12 月 28 日

施行期日：公布の日

（※）雇用調整助成金については、当分科会の諮問事項ではない。